

保有個人データの開示等の請求及び個人情報の 取り扱いに関する苦情・相談窓口について

熊本総合医療リハビリテーション学院個人情報保護規程（一部抜粋）

（保有個人データの開示、訂正、利用停止）

第10条 学生等本人又は保護者等の法定代理人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは当該方法）により、遅滞なく開示することとする。

但し、次の(1)～(5)のいずれかに該当する場合は、当該保有個人データの全部又は一部を非開示とすることができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 本学院の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
 - (4) 開示等の請求の対象が保有個人データに該当しない場合
 - (5) 申請書類に不備等があり、本人確認、代理人の代理権の確認ができない場合
- 2 学生等本人から、当該本人が識別される保有個人データの訂正、利用停止を求められた場合には、その求めに理由があると判明したときは、求めに応じて、是正するために必要な限度で、遅滞なく当該保有個人データの訂正、利用停止等を行わなければならない。
- 3 保有個人データの開示等の求めは、別紙1「保有個人データ開示等請求書」により行うこととし、その手続きについては、学生便覧等において学生等に対し継続的、恒常的に周知を行う。
- 4 開示等の求めの申出先
本学院事務部総務課
〒861-8045 熊本市東区小山2丁目25-35 TEL 096-389-1133

（苦情及び相談窓口）

第11条 学生等に関する個人情報の取り扱いに関する、苦情、質問、相談を受け付ける相談窓口を学院に設置し、苦情等の適切かつ迅速な処理に努めることとする。

- 2 苦情及び相談窓口
本学院事務部総務課
〒861-8045 熊本市東区小山2丁目25-35 TEL 096-389-1133